

特別養護老人ホーム さざんかの郷 【多床室】 利用料金表 1か月(30日)あたりの概算

要介護	介護保険負担限度	①施設サービス費 (月額)	②住居費 (月額)	③食費 (月額)	④施設利用料 300円(月額) 出納管理費 100円 日用品費 150円 教養娯楽費 50円	(①+②+③+④) × 30日 1ヶ月(30日)あたりの総額 ※負担割合は介護保険負担割合証をご確認ください		
						1割負担	2割負担	3割負担
1	第1段階	615円	0円	300円	300円	36,450円		
	第2段階		430円	390円		52,050円		
	第3段階①		430円	650円		59,850円		
	第3段階②		430円	1,360円		81,150円		
	第4段階		915円	1,445円		98,250円	116,700円	135,150円
2	第1段階	688円	0円	300円	300円	38,640円		
	第2段階		430円	390円		54,240円		
	第3段階①		430円	650円		62,040円		
	第3段階②		430円	1,360円		83,340円		
	第4段階		915円	1,445円		100,440円	121,080円	141,720円
3	第1段階	764円	0円	300円	300円	40,920円		
	第2段階		430円	390円		56,520円		
	第3段階①		430円	650円		64,320円		
	第3段階②		430円	1,360円		85,620円		
	第4段階		915円	1,445円		102,720円	125,640円	148,560円
4	第1段階	838円	0円	300円	300円	43,140円		
	第2段階		430円	390円		58,740円		
	第3段階①		430円	650円		66,540円		
	第3段階②		430円	1,360円		87,840円		
	第4段階		915円	1,445円		104,940円	130,080円	155,220円
5	第1段階	910円	0円	300円	300円	45,300円		
	第2段階		430円	390円		60,900円		
	第3段階①		430円	650円		68,700円		
	第3段階②		430円	1,360円		90,000円		
	第4段階		915円	1,445円		107,100円	134,400円	161,700円

⑤ 各加算【月額】 ※介護保険負担割合が2割の方は概ね2倍、3割の方は概ね3倍となります。

◇ 施設体制加算

看護体制加算Ⅰ	6円	夜勤職員配置加算Ⅰ	22円
看護体制加算Ⅱ	13円	日常生活継続支援加算	37円
栄養マネジメント強化加算	11円	科学的介護推進体制加算Ⅱ(月額)	52円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	104円	協力医療機関連携加算(月1回)	52円
自立支援促進加算(月1回)	292円		

◇ 個別加算(利用者の状況によります)

初期加算	31円	経口移行加算	29円
安全対策体制加算(1回)	20円	経口維持加算Ⅰ(月額)	418円
外泊時費用	257円	経口維持加算Ⅱ(月額)	104円
療養食加算(1回の食事 約6円)	18円	口腔衛生管理加算Ⅱ(月額)	114円
若年性認知症利用者受入加算	125円	看取り介護加算Ⅱ1 死亡日以前31日以上45日以下	75円
退所時相談援助加算(1回)	418円	看取り介護加算Ⅱ2 死亡日以前4日以上30日以下	150円
退所前連携加算(1回)	522円	看取り介護加算Ⅱ3 死亡日前日及び前々日	815円
再入所時栄養連携加算(1回)	209円	看取り介護加算Ⅱ4 死亡日	1,651円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	月の総単位数×14%×10.45円の1割		

特別養護老人ホーム さざんかの郷 【従来型個室】 利用料金表 1か月(30日)あたりの概算

要 介 護	介護保険 負担限度	①施設 サービス費 (月額)	②住居費 (月額)	③食費 (月額)	④施設利用料 300円(月額) 出納管理費 100円 日用品費 150円 教養娯楽費 50円	(①+②+③+④) × 30日 1ヶ月(30日)あたりの総額 ※負担割合は介護保険負担割合証をご確認ください		
						1割負担	2割負担	3割負担
1	第1段階	615円	380円	300円	300円	47,850円		
	第2段階		480円	390円		53,550円		
	第3段階①		880円	650円		73,350円		
	第3段階②		880円	1,360円		94,650円		
	第4段階		1,231円	1,445円		107,730円	126,180円	144,630円
2	第1段階	688円	380円	300円	300円	50,040円		
	第2段階		480円	390円		55,740円		
	第3段階①		880円	650円		75,540円		
	第3段階②		880円	1,360円		96,840円		
	第4段階		1,231円	1,445円		109,920円	130,560円	151,200円
3	第1段階	764円	380円	300円	300円	52,320円		
	第2段階		480円	390円		58,020円		
	第3段階①		880円	650円		77,820円		
	第3段階②		880円	1,360円		99,120円		
	第4段階		1,231円	1,445円		112,200円	135,120円	158,040円
4	第1段階	838円	380円	300円	300円	54,540円		
	第2段階		480円	390円		60,240円		
	第3段階①		880円	650円		80,040円		
	第3段階②		880円	1,360円		101,340円		
	第4段階		1,231円	1,445円		114,420円	139,560円	164,700円
5	第1段階	910円	380円	300円	300円	56,700円		
	第2段階		480円	390円		62,400円		
	第3段階①		880円	650円		82,200円		
	第3段階②		880円	1,360円		103,500円		
	第4段階		1,231円	1,445円		116,580円	143,880円	171,180円

⑤ 各加算【月額】 ※介護保険負担割合が2割の方は概ね2倍、3割の方は概ね3倍となります。

◇ 施設体制加算

看護体制加算Ⅰ	6円	夜勤職員配置加算Ⅰ	22円
看護体制加算Ⅱ	13円	日常生活継続支援加算Ⅰ	37円
栄養マネジメント強化加算	11円	科学的介護推進体制加算Ⅱ(月額)	52円
生産性向上推進体制加算	104円	協力医療機関連携加算(月1回)	52円
自立支援促進加算(月1回)	292円		

◇ 個別加算(利用者の状況によります)

初期加算	31円	経口移行加算	29円
安全対策体制加算(1回)	20円	経口維持加算Ⅰ(月額)	418円
外泊時費用	257円	経口維持加算Ⅱ(月額)	104円
療養食加算(1回の食事 約6円)	18円	口腔衛生管理加算Ⅱ(月額)	114円
若年性認知症利用者受入加算	125円	看取り介護加算Ⅱ1 死亡日以前31日以上45日以下	75円
退所時相談援助加算(1回)	418円	看取り介護加算Ⅱ2 死亡日以前4日以上30日以下	150円
退所前連携加算(1回)	522円	看取り介護加算Ⅱ3 死亡日前日及び前々日	815円
再入所時栄養連携加算(1回)	209円	看取り介護加算Ⅱ4 死亡日	1,651円

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 月の総単位数×14%×10.45円の1割

特別養護老人ホームの施設サービスを利用した場合の費用の支払い

特別養護老人ホームに入居した場合はサービス費用の1割～3割の自己負担、住居費、食費、施設利用料が自己負担となります。

介護保険負担割合

サービス費は、1割～3割（一定以上所得者）の自己負担となります。
負担割合の要件は下表のとおりとなります。

負担割合	本人の合計所得金額等
1割負担	160万円未満 または 住民税非課税の方。64歳以下の方。生活保護を受給されている方。 2割負担および3割負担の要件にあてはまらない方
2割負担	160万円以上 かつ 同世帯65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が1人の場合で280万円以上、2人以上の場合で合計346万円以上ある方
3割負担	220万円以上 かつ 同世帯65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が1人の場合で340万円以上、2人以上の場合で合計463万円以上あるかた。

注意「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

介護保険負担限度額認定

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と住居費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます（特定入居者介護サービス費）。

ただし、下記の全てを満たす方が食費と住居費の負担限度額を認定されます。

- ① 世帯全員が住民税非課税であること。
- ② 申請者本人と同一の世帯に属さない配偶者も住民税非課税であること。

（配偶者とは、事実上の婚姻関係にある者や本人と同一の世帯に属しない者も含まれます。）

利用者負担段階	
第1段階	生活保護受給者・本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者
第2段階	住民税非課税で本人の合計所得金額+年金収入額が80万円以下 預貯金要件：単身650万円以下、夫婦1,650万円以下
第3段階 ①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等80万円～120万円以下 預貯金要件：単身550万円以下、夫婦1,550万円以下
第3段階 ②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等120万円超 預貯金要件：単身500万円以下、夫婦1,500万円以下
第4段階	上記以外の方。住民税課税世帯の方。

年金収入額は、課税年金収入と非課税年金収入（遺族年金・障害年金）の合計額となります。

※この料金表は概算となります。介護保険の端数処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります。

※介護保険法の改正時には変更になる場合があります。